

「令和 8 年度和歌山県産業イノベーション人材育成等に資する高等学校
等教育改革促進事業計画作成支援業務」公募型プロポーザル審査要領

1 目的

この要領は、令和 8 年度和歌山県産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業計画作成支援業務委託企画提案募集要項（以下「募集要項」という。）に基づき実施する公募型プロポーザルにおいて、応募者からの提出物について、公平かつ適正な審査を行うために必要な事項を定めるものとする。

2 審査委員

審査委員は、和歌山県教育委員会所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の委員 3 名とする。

3 審査方法

審査委員は、公募型プロポーザル応募者から提出された企画提案書を、当該応募者によるプレゼンテーションを聞いたうえで、募集要項に定める委託事業者の選定方法に基づき、別紙「評価項目及び評価基準」（以下、「評価項目等」という。）により評価するものとする。

4 採点方式

評価項目等に基づき、各項目の合計を 100 点満点として各審査委員が評価を行う。

5 委託予定事業者の選定

- (1) 各審査委員の評価点の合計が、満点の 6 割以上である企画提案を行った者のうち最高評価点の提案者 1 者を委託候補者とする。
- (2) 最高評価点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な提案者を委託候補者とする。
提案金額も同額の場合、審査委員は各評価内容を参考に、協議のうえ委託候補者を選定する。
- (3) 提案者が 1 者の場合においても、審査委員における評価の結果、各審査委員の評価点の合計が満点の 6 割以上に達している場合、当該提案者を委託候補者を選定する。